

【新旧対照表】海外航空便遅延見舞金制度規程の主な改定箇所（下線部分が改定箇所です。）

改定前	改定後
第1条 総則	第1条 総則
CLUB-Aゴールドカード、JALダイナースカードおよびプラチナの会員（以下、「会員」といいます。）が、海外旅行期間中の日本発着JAL国際線運航便（JAL便名でのコードシェア便を含む）の出発遅延・欠航または海外でのパスポート紛失が発生した場合には、本規程に従い見舞金を支払います。	CLUB-Aゴールドカード、JALダイナースカード、 <u>プラチナ</u> および <u>プラチナ Pro</u> の会員（以下、「会員」といいます。）が、海外旅行期間中の日本発着JAL国際線運航便（JAL便名でのコードシェア便を含む）の出発遅延・欠航または海外でのパスポート紛失が発生した場合には、本規程に従い見舞金を支払います。
本規程は2021年3月16日以降に発生した見舞金支払事由に適用します。	本規程は <u>2025年4月16日</u> 以降に発生した見舞金支払事由に適用します。
第3条 見舞金支払条件	第3条 見舞金支払条件
②前項の見舞金の額は、次の各号に定めるとおりとします。 (1) CLUB-A ゴールドカード会員および JAL ダイナースカード会員 1 名につき 24,000 円 (2) プラチナ会員 1 名につき 30,000 円	②前項の見舞金の額は、次の各号に定めるとおりとします。 (1) CLUB-Aゴールドカード会員およびJALダイナースカード会員 1名につき24,000円 (2) <u>プラチナ会員</u> および <u>プラチナ Pro会員</u> 1名につき30,000円
第7条 見舞金支払条件	第7条 見舞金支払条件
②前項の見舞金の額は、次の各号に定めるとおりとします。 (1) CLUB-A ゴールドカード会員および JAL ダイナースカード会員 1 名につき 24,000 円 (2) プラチナ会員 1 名につき 30,000 円	②前項の見舞金の額は、次の各号に定めるとおりとします。 (1) CLUB-Aゴールドカード会員およびJALダイナースカード会員 1名につき24,000円 (2) <u>プラチナ会員</u> および <u>プラチナ Pro会員</u> 1名につき30,000円